

令和3年度旭川市農業委員会第2回総会議事録

- 1 開催日 令和4年2月25日（金曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時52分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 33名

1番・湯浅 光二	2番・鹿野 直子	3番・石坂 昇	4番・山村 志保子
5番・清水 利秋	6番・笹田 文彦	8番・外川 守	9番・鷺尾 勲
10番・山田 孝	11番・佐藤 慎二	12番・請川 幹恭	13番・北原 浩美
14番・島田 正明	15番・中原 俊一	16番・秦 真一	17番・柿木 和恵
18番・鈴木 剛	19番・川上 和幸	20番・宮嶋 睦子	21番・一宮 敏昭
22番・滝川 岳雪	23番・松木 一行	24番・楠 栄	25番・米田 満
27番・平 克洋	28番・市田 敏行	29番・田口 一昌	30番・幅崎 勝良
31番・高倉 伸淳	32番・石尾 卓也	33番・加藤 孝志	34番・浅沼 博実
35番・佐藤 博則			
- 5 欠席委員 7番・香川 三四郎 26番・橋本 幸博 36番・只石 博幸
37番・前田 靖雄
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 大谷副主幹
- 7 出頭関係者 旭川市農政部農政課経営支援係 小松係長
旭川市農政部農政課経営支援係 櫻庭主任
- 8 傍聴人 なし
- 9 議事録署名委員 8番・外川 守 9番・鷺尾 勲
- 10 議事内容
(1) 議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について

1 1 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第2回総会を開催いたします。
- 本日の出席委員は33名でございます。総会規則第8条の規定に基づき本会は成立しております。
- 欠席委員の詳細につきましては、事務局から報告いたします。
- 事務局（野谷 局長） 事務局
御報告申し上げます。
- 本日の総会に議席番号7番香川委員、26番橋本委員、36番只石委員、37番前田委員の4名の方から、それぞれ欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 議席番号8番外川委員、9番鷺尾委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言をお願いいたします。
-
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について」を上程いたします。
- 総会開会前に事務局から説明があったとおり、議案についての説明を旭川市農政部をお願いいたします。
- 出頭関係者（小松係長） 農政部の小松と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。
- 本日は、日程第1議案第1号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について」ということで、今年度見直しを行います農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきまして、作成した見直し案の内容を御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。
- 本構想は、農業経営基盤強化促進法の目的でございます効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資するため、同法第6条に基づきまして、5年に1度、市町村が都道府県の策定する農業経営基盤強化促進基本方針に即して定めるものとなっております。
- 効率的かつ安定的な経営体の営農類型の指標でありますとか、これらの農業経営の所得水準及び農地の利用集積目標、農業経営体を育成するために必要な措置等を示す内容となっております。旭川市では、平成7年3月に策定いたしました。

その後更新を重ねまして、直近では平成29年の2月に全体の見直しを行いまして、その5年後ということで今回、今後を見据えた数値目標等に修正するものでございます。

法施行規則第2条で、見直しに際しては農業委員会と農業協同組合の意見を聴取するということが規定されてございまして、今回農業委員会と各農協からいただく意見を添えまして、北海道と本構想について協議しまして、知事の同意を経て後に公告するという運びとなります。

なお、今回の案作成に当たりまして、各農協の営農担当者、農業改良普及センター、農業委員会事務局からアドバイスを受けているところでございます。

それでは、説明につきましては、担当者からさせていただきます。

○出頭関係者（櫻庭主任）

農政部の櫻庭と申します。宜しくお願いたします。

それでは、昨年3月に策定された北海道の基本方針に即し、旭川市基本構想の変更案を作成しましたので、数値目標等の見直しの内容について説明いたします。着席させていただきます。

皆様のお手元にお配りしています基本構想の案について、まず1、2ページ目の旭川市農業の概況、現状と課題、旭川農業の地位で使用しています統計数値について、R2年2月1日現在の数値である2020年農林業センサスの最新データに更新しております。

続きまして、2ページ目 3(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間についてですけれども、こちらの目標年間農業所得を1経営体当たり前回の目標おおむね480万円から、490万円に設定し直しました。

旭川市の市民税課で発行している市税概要という冊子のデータから市内の他産業従事者の生涯賃金所得を算定したところ、前回より2.4%所得が上がっていることから、前回の目標所得の約2.4%増しに今回設定したものです。

目標年間労働時間につきましては、道の方針が主たる農業従事者1人当たり、1,700から2,000時間程度となっており、旭川市も同じ1,700から2,000時間程度と設定いたしました。

一段下の(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間の項目中、所得水準については、(2)で定めた490万円の5割程度(200万円)を達成目標とし現行と変更はありません。

続きまして、3ページ目になります。この農業経営の法人化の推進では、令和12年度の農業法人数の目標を111経営体と設定しました。

これは平成22年から令和2年、10年間の33法人増と同程度の増加を目標としたものです。

順番が前後するんですけれども、関連して5ページの4(2)のア、確保・育成すべき人数の目標の最後の部分ですけれども、雇用就農の受け皿となる

法人を10年間で14経営体増加させると設定いたしました。

こちらは、法人数増の目標33経営体に、現存の法人で雇用を抱えている割合(42.5%)を掛け合わせたものとなります。

同じく5ページ目の同項目で、下から2行目の部分ですけれども、青年等の確保目標を年間5人と設定しました。この内訳は、農業後継者が4人、新規参入者が1人で、どちらも過去5年間の平均数となります。

前回の目標では、1人としておりましたが、これは農業後継者を含めない新規参入者の数で目標を設定していたものです。今回は新たに経営を営もうとする青年等には農業後継者も含まれるものと考えまして、農業後継者もカウントした数で目標を設定しております。

変わりました7ページ目、第2の営農類型についてですけれども、各農協から情報をいただき参考としながら、上川農業改良普及センターからも御意見をいただき改訂しております。

営農類型に変更はありませんが、経営規模、生産方式等の内容は現在の営農の実態に合わせて改訂いたしました。

続きまして、19ページ 第4-1の農用地の利用の集積に関する目標の効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標ですけれども、現行と同じ旭川市農用地面積の85%程度と設定いたしました。

着実に集積は進んでおりますけれども、過去5年間の伸び率が約2.2%であることから、10年で5%増の目標、85%を据え置いたものです。目標設定項目は以上となります。

21ページの第5以降は、実務に合わせて字句・文言等を整理しており、北海道の基本方針と同様にしております。

基本構想見直し案についての説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

○議長(鈴木 剛) それでは、議案第1号について、審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員(市田 敏行) 28番市田です。

今回の水田の利用関係で補助金の関係が減らされるというか、その点についてですね、今、私の周りでもすごく離農が出てくる、それから受ける方も受けられないというような状況がある中で、この計画ではちょっと無理があるかなと考えています。

結局、水活も含んだ形の中で収入という部分については、問題無いとは思いますが、多分、旭川市の中で2分の1だいたい転作している。

例えば、今の状態で当たらなくなったときにこの所得が可能かなという気がします。

総合的なものが大きな動きの見直しのある中で、少し数字が甘いのかな

という気がしますけど、いかがでしょうか。

○出頭関係者（小松係長）　　今のは農業所得のお話だと思ってございます。仰られたとおり、水活の部分の変更というようなところ、私達担当していないので聞いている程度でしかわからないというところもございます。

所得の部分につきましては、認定農業者の目標という形になってございまして、経営改善計画を作る際に5年間の所得目標を立てるにあたりまして、1経営体あたり490万円と設定しているところでございます。

実際にその経営改善計画の認定ですけれども、この490万円につきましては、おおよそ8割を目標とできればいいのかなという形での認定を実務として行われているところでございます。

今回の490万円という部分につきましても、目標という形で達成しないからといって認定農業者になれないという形ではございませんし、おおよそ8割という部分がもし達成できなくても、その先で達成できるという見込みがあるという形になるのであれば、そのまま認定農業者として認定しているところでございます。

ですので、この数字なんですけれども、おかしな言い方になるのかもしれませんが、これに縛られない、これでなければ絶対にならないという数字ではなく、それを目標というように形でそれを目指して、それができるような目標ができればというところでは、認定するという形でいきたいと考えてございます。

○委員（市田 敏行）　　わかりました。

○議長（鈴木 剛）　　私からもいいでしょうか。

今現在の農業経営、たぶん全ての業種で資材等が上がっている、下がる見込みも無い、来週から燃油の値上げも決まっているようですし、それも下がる見込みなんてそう簡単に無い、戦争なんかも始まったんでなおのことなんでしょうけれども、この1年2年で下がるというような雰囲気ではないんで、果たしてこれだけの所得が上がるんだろうか、目標なんでかまわないんだけど、その年その年に応じた方針を示しつつとか、指導していった方がいいのではないのかなと、私は個人的に思っています。

それと、青年という言葉がたくさん出てくるけれども、府県に行くともう65歳からが後継者、会社定年になってからがかなり多いので、北海道もそれを狙っておいた方が私はいいのではないかな、要するに65歳を超えても後継者としてきちんと認めてあげるのも、この中に入れると決して見栄えは良くないかもしれないけれども、実際若い人がどれだけ来るかなと。

国の経済状況が変わってくるだろうから、コロナもしばらく多分続くでしょうから、そう簡単に農業をする人が増えるとは思えない。

今もう新規就農をやると言ったら、酪農をやるだけで多分10億、機械だ

けでつい2, 3年前で1億は絶対いる, 多分2億は必要だと思う。

5年先だけではなく, 1年1年見ているんでしょうけれども, そこも十分検討していただきたいなど。

これは出ているけれども, みんなずっと覚えている訳ではないので, 時々こういう話はしていただいた方がいいのかなと個人的には思いますけど。

○議長（鈴木 剛） 他に御意見, 御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので, 議案第1号について異議無しと認め, 決定をいたします。

○議長（鈴木 剛） 以上で, 本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもちまして, 令和3年度旭川市農業委員会第2回総会を閉会いたします。